



2026年8月25日

各 位

株式会社アインホールディングス  
代表取締役社長 大 谷 喜 一  
(コード 9627: 東証プライム市場 札証)  
問い合わせ先  
役職・氏名 代表取締役専務 水島 利英  
TEL 03-5333-1812

**オアシスによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた  
当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）の導入に関するお知らせ**

当社取締役会は、本日付で、株主の皆様への十分な情報提供を確保する観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されているものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）として、(i) 当社の大株主であるオアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッド（以下、その運用するファンドと総称して、「オアシス」といいます。）による当社株式を対象とする本株式買集め（以下に定義されます。）及び(ii) オアシスによる当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を対象とする大規模買付行為等（下記Ⅲ 2 (2) で定義されます。以下同じです。）が継続している状況下において企図され得る他の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、お知らせします。

当社が上記の判断に至った理由は、下記のとおり、オアシスが、①2024年4月23日以降、その運用するファンド等を通じて、株券等保有割合にして14.89%の当社株式を保有していたところ、2026年4月下旬から、突如として、わずか約3か月半の間に株券等保有割合を7%超高める等、当社株式を市場内外で短期間に大量に買い集めており（以下、オアシスによる市場内外における当社株式の短期間での大規模な買集めを「本株式買集め」といいます。）、その当社株式に係る株券等保有割合が、現在判明しているだけでも22.24%にも達していること、②当社株式の取得の目的及び内容に関して、株主の皆様が本株式買集めの是非を判断するために必要な情報を十分に開示していないこと、及び③今後、当社株式の更なる買集めを行わないのか否かについては、明確な回答を一切しておらず、将来的に更なる買集め行為を行う可能性を否定していないことなどを踏まえると、今後、オアシスが、株主の皆様へ当社株式の取得の目的や内容について十分な情報を提供せずに本株式買集めを継続する蓋然性があり、その場合には、当社の経営体制や経営方針の変更等により、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に重大な影響を与える可能性があることと判断したことにあります。

本対応方針は、既に具体化している本株式買集めを含む大規模買付行為等への対応に主眼をおいて導入されるものであり、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものです。

なお、本対応方針の導入につきましては、当社取締役会において以下の事情を総合的に考慮し、慎重に審議した結果、独立社外取締役6名を含む当社取締役全員の賛成により決議されており、また、独立社外監査役2名を含む当社監査役全員も同意しております。

記

(1) 本株式買集めが開始されるまでの経緯

オアシスは、2023年8月31日以降、本格的に当社株式の取得を開始しました。その後、オアシスは、わずかに約8か月程度の間に、当社株式の大規模な買集めを行い、2024年4月23日時点で、株券等保有割合にして14.89%となる数の当社株式を取得したことを公表しました。さらに、オアシスは、2024年6月頃に特設ウェブサイトを開設し、当社に関連するプレゼンテーション資料や公開質問状等の公表等を含めて、当社の一般株主・投資家の皆様に対し、積極的な働きかけをしてきたほか、2024年7月開催の当社の定時株主総会においては、社外取締役の解任等に関する株主提案権を行使するとともに、当社の代表取締役社長の取締役選任議案に反対の議決権を行使し、当社の経営体制を大きく変更することを求めるなど、当社経営に対する積極的なエンゲージメントを行ってきました。

しかしながら、2024年7月開催の当社の定時株主総会に関するエンゲージメント以降、オアシスは、そのような、各種の株主権の行使や特設ウェブサイトにおける情報発信等の当社経営に対する積極的なエンゲージメントを行うことはなく、また、オアシスが保有する当社株式について、変更報告書の提出が必要な保有株式数の変動等もありませんでした（もっとも、2025年7月及び2026年7月に開催の当社の定時株主総会において、オアシスは一貫して、当社の代表取締役社長をはじめとする当社取締役会が提案した取締役選任議案の一部に対して反対の議決権を行使しております。）。

なお、当社は、オアシスが当社株式の保有を開始した2024年3月以降、オアシスから要請される都度（数か月から半年に1度の頻度）、オアシスとの面談を通じた対話を継続しており、近時では、2026年6月にも面談を実施しておりますが、2024年9月以後に実施された面談においては、通常のIR面談の域を出ないやり取り、すなわち、当社の事業運営や財務の状況等に関する質問等がなされるに留まり、オアシスが当社株式の買集めに関する意向や方針を明らかにすることはありませんでした。

## (2) 本対応方針を導入しなければ、本株式買集めについて、その目的等が明らかにされないまま継続される蓋然性があること

### ① オアシスが当社株式を短期間で大量に買い集めていること

そのような状況の中、オアシスは、2026年5月8日、突如として変更報告書（2）を提出し、当社株式を株券等保有割合にして16.68%取得した（特に、同年4月23日、24日及び27日の僅か3営業日の間に約2%程度も買い集めた）旨を公表しました。また、それ以降も、同年6月29日付けの変更報告書（3）、同年7月28日付けの変更報告書（4）、同年8月5日付けの変更報告書（5）、同年8月14日付けの変更報告書（6）、同年8月20日付けの変更報告書（7）を相次いで提出し、1%超の買増しを行った旨等をそれぞれ公表しております（なお、同年8月20日には保有目的の変更を理由とした変更報告書（8）が提出されています）。このように、オアシスは、市場内外の取引で当社株式を急速かつ大規模に買い集めた結果、僅か約3か月半の期間のうちに株券等保有割合にして7%超の当社株式を取得し、同年8月19日の時点で、同22.24%に相当する当社株式を保有するに至ったことを公表しています。

### ② オアシスは本株式買集めの詳細を明らかにしていないこと

#### (i) オアシスとの面談

当社は、オアシスが当社株式の保有を開始した2024年3月以降、オアシスから要請される都度（数か月から半年に1度の頻度）、オアシスと面談を継続しており、近時は、本株式買集めの開始後である2026年6月にも面談を実施しております。しかしながら、これらの面談では、通常のIR面談の域を出ないやり取り、すなわち、当社の事業運営や財務の状況等に関する質問等がなされるに留まり、オアシスが当社株式の買集めに関する意向や方針を明らかにすることは一切ありませんでした。

#### (ii) 変更報告書に記載されている保有目的

オアシスは、本株式買集め開始後最初に提出した2026年5月8日付けの変更報告書(2)までは、当社株式の保有目的について、一貫して「ポートフォリオ投資および重要提案行為」とし、「株主価値を守るため、重要提案行為を行うことがある」と記載していたものの、同年6月29日付けの変更報告書(3)では、株券等保有割合を16.68%から17.74%にまで高めたにもかかわらず、特段の説明もなく保有目的を「純投資」のみに変更し、かつ重要提案行為等について「該当なし」に変更した上で、「ポートフォリオ投資の一環として、市場内外の取引を通じて発行者の普通株式の株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為(以下「5%超取得行為」という。)を予定している」などとし、当社株式の市場内外における大規模な取得行為を継続し、今後もさらに当社株式を取得する予定である旨を公表しました。

この点、通常、20%超の株式を取得する株主は、それだけの数量の株式を市場において売却して投資回収を図ることが困難であり、単なる純投資目的に留まらず、何らかの戦略的目的を有していることが多いことから、当社は、20%超の株式を取得するオアシスの保有目的が果たして真に純投資のみであるかにつき疑義を抱くに至ったため、オアシスに対し、2026年8月17日付けで質問状(以下「本質問状」といいます。))を送付し、本株式買集めの目的等、本株式買集めの詳細(※)について質問しました。しかしながら、オアシスは、これに対する同月20日付け回答書(以下「第1回答書」といいます。))において、「弊社〔当社注：オアシスのこと〕にとって本質問状に回答することによるメリット・デメリットにつき、評価しかねております」と述べて、当社に対し、当社が上記質問状により情報収集できる法的根拠等の説明を求めるのみで、何ら実質的な回答はしませんでした。

※ 具体的には、本株式買集めの目的のほか、当社株式を株券等保有割合にして最終的に何%程度まで取得する予定であるか、変更報告書上の保有目的を「純投資」及び「5%超取得行為」のみに変更した理由、今後のエンゲージメント活動の予定の有無、現在保有している又は今後追加取得予定の当社株式に係る保有方針(継続保有の意向、売却予定の有無等)、当社株式に対する投資を最終的にどのように回収する方針か、重要提案行為等を行う予定に至らない場合であっても、今後の当社経営にどのように関与する予定・方針であるか及び想定されている当社への投資期間(当社株式の保有期間)等

そればかりか、オアシスは、2026年8月20日付けの変更報告書(8)において、「ポートフォリオ投資の一環として、市場内外の取引を通じて発行者の普通株式の株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為(以下「5%超取得行為」という。)を予定している」旨の記載を、やはり特段の説明もなく突如として削除しました。そこで、当社は、同月21日付けの質問状(以下「再質問状」といい、本質問状と併せて「質問状」と総称します。)でその理由を尋ねましたが、オアシスは、これに対する同月24日付け回答書(以下「第2回答書」といいます。)において、第1回答書と同じく当社による情報提供の要請について法的根拠等の説明を求めるに留まり、一切具体的な回答をしませんでした。

このように、オアシスは、株券等保有割合にして20%を超える大量の株式を急速かつ大量に取得するに至っているにもかかわらず、その変更報告書において保有目的を「純投資」としか開示していないことに加え、当社が、「純投資」以外の保有目的の有無、及び、変更報告書記載の保有目的の変遷について、理解を正確にするために質問状で確認したにもかかわらず、当社の株主及び投資家の投資判断への情報提供との観点を考慮することなく、自社のメリット・デメリットのみを考慮して何ら実質的な回答をしていません。そのため、変更報告書の記載及びこれに関するオアシスの回答からは、本株式買集めの具体的な目的については何ら把握できない状態です。なお、2026年4月14日更新「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(大量保有報告制度関連)」では、大量保有報告書及び変更報告書における「保有目的」欄の記載については、「保有目的をできる限り具体的に【保有目的】欄に記載する必要がある」ものとされ、金融商品取引法施行「令第14条の8の2第1号各号に掲げる事項の内容として具体的に予定しているものがある場合には、当該内容を【保有目的】欄に記載する必要がある」(65頁)とされているところです。

### ③ オアシスが今後、当社株式を買い増すことを否定しておらず、本株式買集めが継続される蓋然性が認められること

当社は、本質問状を送付した2026年8月17日時点でオアシスの株券等保有割合が既に20.93%に至って

いることを把握していたため、本質問状において、オアシスに対し、これ以上の当社株式の買増しを控えることを要請しました。しかしながら、オアシスは、第1回回答書において、変更報告書記載の保有目的から「5%超取得行為」を撤回すると述べたものの、上記当社の買増し停止要請に対しては、「大きな困惑をもって受け止めております」とだけ述べ、実際に買増しを停止する意思の有無については何ら明らかにしませんでした。なお、オアシスは、第1回回答書を2026年8月20日付けで送付しておりますが、同日付けの変更報告書(8)によれば、同月19日にも当社株式を取得しており、少なくとも同日時点では当社株式の買増しを停止する意思がなかったことが窺えます。

そこで、当社は、再質問状で、①今後、オアシスは「当社株式の買集めを行わないのか否か」、また、②同年8月20日付けの変更報告書(8)における保有目的変更の意図を、それぞれ簡潔かつ明確に回答するよう求めました。これに対し、オアシスは、①「本件に関する対応を行う間」は、更なる当社株式の買付行為を差し控える旨(なお、「本件に関する対応」が何を指すのかについては、「弊社[注：オアシスのこと]」の質問事項…への貴社回答を踏まえて、本質問状の質問事項への弊社の回答を行うこと等」と述べるにとどまり、具体的な意味が明らかではありません。)のみを回答し、また、②同年8月20日付けの変更報告書(8)における保有目的の変更は、「法に従って…保有目的を適切に反映することを意図して実施」したものである旨を回答するにとどまり、その変更の背景や実質的な理由を明確に回答することはありませんでした。

以上のとおり、今後、当社株式の更なる買集めを行わないのか否かについては、明確な回答を一切しておらず、将来的に更なる買集め行為を行う可能性を否定していません。

### (3) 本株式買集めが継続された場合、当社の中長期的な企業価値については株主の皆様共同の利益に重大な影響を与える可能性があること

以上のとおり、オアシスは、当社株式の市場内外における急速かつ大量の取得行為に及んでおり、また、これを継続する可能性を否定していませんが、オアシスの当社株式の取得の目的、当社株式の取得価額や取得の期間等の諸条件、予定する取得株式数・割合、想定する投資(保有)期間や投資の回収方法、今後の当社経営への関与の程度・方法やその際の当社の経営方針等の詳細は何ら明らかではありません。加えて、オアシスが、その株券等保有割合を16.68%から17.74%にまで高めてから当社株式の保有目的を変更した具体的な理由も明らかではありません。もっとも、上記のとおり、オアシスは、2024年7月開催の当社定時株主総会において、当社取締役会の構成を大きく変更すること等を目的に実際に株主提案権を行使しており、その後も当社代表取締役社長の取締役選任議案には毎年、継続して反対の議決権行使を行っていることなどから、オアシスによる本株式買集めが、当社の中長期的な企業価値については株主共同の利益に対して重大な影響を及ぼすことを目的とした行為である可能性は否定できません。また、これらの経緯に加えて、通常、20%超の株式を取得する株主は、それだけの数量の株式を市場において売却して投資回収を図ることが困難であり、単なる純投資目的に留まらず、何らかの戦略的目的を有していることが多いところ、株券等保有割合にして22.24%に至っている現状を踏まえると、変更報告書における保有目的を「純投資」としていることの正確性及び記載の十分性についても、合理的に考えて疑念を抱かざるを得ません。

このようにオアシスが当社株式の取得・保有の方針を明らかにする態度を示していない以上、オアシスによる本株式買集めの詳細が明らかにされない中で、本株式買集めは継続される蓋然性があると考えられ、オアシスが今後当社の中長期的な企業価値については株主共同の利益に対してどのような影響を及ぼすかについて全く不透明な状況と言わざるを得ず、本株式買集めの目的ないしはその結果が、当社の中長期的な企業価値については株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるようなものであるおそれも否定できないものと認識しております。

### (4) 小括

以上のとおり、当社としては、オアシスが、①2026年4月下旬以降、当社株式を急速かつ大量に買い集めており、既にその当社株式に係る株券等保有割合が22.24%に達していること、②当社株式の取得の目的及

び内容に関して、株主の皆様が本株式買集めの是非を判断するために必要な情報を十分に開示していないこと、及び③今後、当社株式の更なる買集めを行わないのか否かについては、明確な回答を一切しておらず、将来的に更なる買集め行為を行う可能性を否定していないことなどを踏まえると、今後、オアシスが、株主の皆様当社株式の取得の目的や内容について十分な情報を提供せずに本株式買集めを継続する蓋然性があり、その場合には、当社の経営体制や経営方針の変更等により当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に重大な影響を与える可能性があると考えております。

このような認識の下、当社取締役会は、オアシスが、今後もさらなる当社株券等の買付行為等（即ち、大規模買付行為等（下記Ⅲ 2 (2)で定義されます。以下同じです。））を継続する蓋然性が相応に高いと合理的に判断できることを受け、また、オアシスによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が継続している状況下において、第三者による大規模買付行為等が企図されるに至る場合も想定し、これらの大規模買付行為等が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切にご判断を下すための情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者（下記Ⅲ 2 (2)で定義されます。以下同じです。）と交渉又は協議を行うことができるよう、かかる大規模買付行為等については、当社取締役会の定める一定の手續に基づいてなされることが、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に資するとの結論に至りました。

その結果、当社取締役会は、冒頭に記載のとおり、本日付けで、会社の支配に関する基本方針を決定するとともに、本対応方針を導入することを決議いたしました。

また、当社取締役会は、上記の決議と併せて、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、独立委員会を設置し、当社の独立社外取締役である遠藤典子氏、綿引万里子氏、服部暢達氏の3名を独立委員会の委員に選任いたしました。独立委員会の設置及び独立委員会の委員の選任については、本日付け「**独立委員会の設置及び独立委員会委員の選任に関するお知らせ**」をご参照ください。

なお、会社法及び金融商品取引法その他の法律、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社株式が上場されている金融商品取引所の規則等（以下「法令等」と総称します。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。以下同じです。）があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、これらの法令等の各条項を実質的に承継する当該改正後の法令等の各条項にそれぞれ読み替えられるものとします。

## I 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合に、当該買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模な買付行為等や買付提案の中には、その目的等から見て中長期的な企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、対象会社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資さないものも存在します。

このような中、当該大規模買付行為等が、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を株主の皆様にご判断いただくためには、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供が必要不可欠です。そして、その判断を適確に行うためには、大規模買付者からの情報にとどまらず、大規模買付者の提案内容等を当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様にご提供することが必要であることもいうまでもありません。

そこで、当社は、本対応方針において、①大規模買付者に株主の皆様がその是非を判断するため

に必要なかつ十分な情報の提供を求めるとともに、②当社取締役会として、当該大規模買付者の提案内容が当社の中長期的な企業価値については株主の皆様共同の利益にどのような影響を及ぼすかについての評価結果を提供するとともに、必要に応じて、大規模買付者の提案内容に対する経営方針等の当社取締役会としての代替案の提供や、大規模買付者と当社の経営方針等に関して交渉又は協議を行うこととし、③これらを踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為等の是非を判断するために必要な時間を確保することを目的として、以下の手続を定め、大規模買付行為等が行われた場合又は行われる可能性がある場合には、適切な措置を講じることとします。

そして、前述のとおり、当社は、大規模買付行為等に応じるか否かの判断は、最終的には株主の総体的意思に基づき行われるべきものと考えております。そのため、当社取締役会としましては、本対応方針に定める手続を経て、株主の皆様が、大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報が事前に十分提供された上で、当社の中長期的な企業価値については株主の皆様共同の利益に資するものとして当該大規模買付行為等の実行に同意される場合には、これを否定するものではありません。

そのため、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置（具体的には、差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て）を発動するに当たっては、大規模買付行為等に応じるか否かに係る当社の株主の皆様による意思表示の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。その結果、株主の皆様が大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合（原則として、当該意思は、当該大規模買付行為等が行われた場合に当社が所定の対抗措置を講じることについての承認議案が、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決されるか否かを通じて表明されるものとします。）、すなわち、当社が大規模買付行為等に対する対抗措置を講じることに関する議案について、株主意思確認総会の決議によって承認可決されなかった場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為等が本対応方針に沿って開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを阻止するための行為を行いません。

したがって、本対応方針に基づく対抗措置は、(ア)独立委員会の意見を最大限尊重した上で株主意思確認総会を開催し、対抗措置の発動につき株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合、又は、(イ)大規模買付者が下記Ⅲ 2 (3)に記載した手続を遵守しない場合（この場合も、独立委員会の意見を最大限尊重した上で対抗措置を発動するものとします。）にのみ、発動されます。

## Ⅱ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1 当社の企業価値については株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、処方箋に基づき調剤を行う調剤薬局を運営するファーマシー事業と、コスメを中心とした商品を販売するコスメティックストア「アインズ&トルペ」及び家具やインテリア雑貨を企画・製造・販売するライフスタイルショップ「Francfranc」を運営するリテール事業を主として展開しております。いずれも人々の健康や生活に関与していることから、社会的に重大な責務を負っております。近年、社会環境の変化により、生活者のニーズや価値観が多様化しており、当社グループを取り巻く事業環境においても、「健康でありたい」「自分らしくありたい」というニーズは多様化かつ高度化していることから、これらに柔軟かつ的確に対応することが、企業の持続的成長にとって極めて重要であると認識しております。当社グループは、これまで培ってきた知見とサービスを通じて、人々の健康と生活に貢献することを使命としております。今後も、社会課題の変化に対応し、お客様の期待に応えるとともに、自律的な変革と持続可能な事業成長を実現することで、「この街にアインがあつてよかつ

た」とステークホルダーの皆様に実感いただけるよう、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

## (2) 目標とする経営指標

当社グループは、積極的な出店による企業規模の拡大を推し進めるとともに、資本効率を向上させ、企業価値を高めることを重要視しております。当社グループでは2025年3月に中長期ビジョン「Ambitious Goals 2034 1兆円への果敢なる挑戦と革新の10年」を発表いたしました。変化が激しい市場環境下でも中長期的に成長を続けるために事業別ビジョンを設定し、2034年4月期に売上高1兆円、EBITDA 1,000億円、EBITDA margin 10.0%、ROE 13.5%の達成を目標としております。

## (3) 中長期的な会社の経営戦略

ファーマシー事業は、「規模と効率化で持続可能な次世代薬局を創出」を中長期の事業別ビジョンとして設定しております。積極的な出店とM&Aの活用により、事業規模の拡大を図るとともに、DX推進や抜本的な運営改革による効率化を進めており、地域のインフラとして継続的な医療サービスの提供と、患者サービスのさらなる拡充を実現する次世代薬局創出に向けて取り組んでまいります。

また、教育研修の充実をはじめ、ICT技術を応用した調剤技術の開発導入により、患者様に対する安全性の確保、サービス・業務効率の向上に努めるとともに、DX推進を通じ患者様に多様なサービスを提供することで付加価値の向上と事業基盤の強化を進めてまいります。

リテール事業は、「洗練された価値を発信するコンセプトストアの追求」を中長期の事業別ビジョンとして設定しております。アインズ&トルペでは、コスメを中心とした独自性のある商品構成とすることで、他のドラッグストアとの明確な差別化を図っており、Francfrancでは、家具やインテリア雑貨の企画から製造・販売まで一貫して行うことで、デザインの多様性やスタイリングの自由度を確保しつつ、ライフスタイルに応じた高付加価値な商品を提供しております。両ブランド双方の強みを活かしたシナジーを発揮するとともに、親和性の高い業態のM&Aを含めた更なる拡大を目指してまいります。

両事業における積極的な事業規模拡大のために、人的資本投資が不可欠であり、優秀な人材の確保及び女性の活躍推進等のため、働きやすい職場環境の整備に取り組むとともに、企業の持続的な成長と、社会・環境・経済価値を創出し、サステナビリティ経営の実現に取り組んでまいります。

## 2 コーポレート・ガバナンスに関する取組み

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、ファーマシー事業及びリテール事業を主として展開し、いずれも人々の健康及び生活を担う性質上コンプライアンスを最重視した健全かつ透明な事業活動を継続することが、不可欠と認識しています。これらを実現する体制として、当社は、監査役会設置会社を採用し、経営上重要な意思決定及び業務執行のほか、経営全般に対する監督機能を発揮しています。

また、事業経営から独立した経営監査室によるガバナンス・プロセス、リスクマネジメント及びコントロールに関するすべての経営諸活動に及ぶものについての内部監査により、関係法令及び社内諸規則・ルールへの遵守を徹底しています。上記のほか、当社グループのコンプライアンス体制の確立、浸透、定着という目的を達成するためのコンプライアンス委員会、グループ全体を俯瞰し網羅的なリスク管理を実現するためのリスクマネジメント委員会、サステナビリティ経営体制の確立、浸透、定着という目的を達成するためのサステナビリティ委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っています。

(2) 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社を採用するとともに、任意の諮問機関として指名・報酬等諮問委員会を設置しております。また、執行役員制度を導入することで経営の意思決定・監督機能と業務執行の機能を分離しております。コーポレート・ガバナンス強化のため、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会及びサステナビリティ委員会を設置し、各施策を管理・推進しております。

### Ⅲ 本対応方針の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

#### 1 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、上記Ⅰ「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断についても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、当該大規模買付行為等の開始に先だって株主意思確認総会によって株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認を熟慮に基づく実質的なものとするためには、その前提として、大規模買付者からの十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必要であると考えております。

以上の認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為等がなされるに際して、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすべく、その前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求めるとともに、かかる情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保する枠組みとして、大規模買付行為等がなされる場合に関する手続として、以下のとおり、本対応方針を決定いたします。かかる手続は、株主の皆様に対し、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するためのものであり、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に資するものであると考えております。

それゆえ、当社取締役会は、大規模買付者に対して、本対応方針に従うことを求め、当該大規模買付者が本対応方針に従わない場合には、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

なお、本対応方針は、本株式買集めにより、オアシスがその議決権割合を 22.24%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為等（即ち、大規模買付行為等）を行う蓋然性が相応に高いと合理的に判断できることを受けて、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、オアシスによる当社株券等を対象とする大規模買付行為等に対して一定の手続を定めることが必要であるとの判断のもと、当社取締役会においてその導入を決定しました。また、大規模買付行為等に対して当社が所定の対抗措置を講じるか否かについても、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、最終的には、株主意思確認総会を通じて株主の皆様のご意思に委ねられる仕組みとなっております。したがって、大規模買付行為等の詳

細を評価・検討するのに必要な時間及び情報が十分に確保されることを前提に、当社取締役会が株主の皆様に対して説明責任を果たした上で、対抗措置の発動について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決された場合には、当該対抗措置は株主の皆様の合理的意思に依拠しているものと解し得ると考えており、その合理性については問題がないものと判断しております（本対応方針の合理性を高める仕組みの詳細については下記5をご参照ください。）。

## 2 本対応方針の内容

### (1) 概要

#### ① 本対応方針に係る手続

上記のとおり、当社としては、大規模買付行為等がなされることを受け入れるにあたっての判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そのため、独立委員会の意見を最大限尊重した上で株主意思確認総会を開催し、株主意思確認総会により承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合には、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るため、所定の対抗措置を発動することとしています。また、本対応方針は、株主の皆様によるご判断の前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求め、かかる情報に基づき株主の皆様が、当該大規模買付行為等がなされることの是非を熟慮されるために要する時間を確保し、その上で、株主意思確認総会を通じて、当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるにあたり、株主の皆様のご意思を確認することとしておりますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合、即ち、大規模買付者が、下記(3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等（当社株式の追加取得を含みます。）を実行しようとする場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等やその具体的な可能性が解消されなかった場合）には、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

#### ② 独立委員会の設置

当社は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置いたします（独立委員会規程の概要につきましては、別紙1をご参照ください。）。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者として、社外取締役又は企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準ずる者）の中から選任します。本対応方針導入時における独立委員会委員については、本日付け「独立委員会の設置及び独立委員会委員の選任に関するお知らせ」をご参照ください。

当社取締役会は、独立委員会に対し、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという観点から、大規模買付行為等について慎重に評価・検討を行った上で、当社取締役会に対し、対抗措置を発動する必要があるか否か等についての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動等について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立し

た第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

③ 対抗措置としての新株予約権の無償割当ての利用

上記①で述べた対抗措置が発動される場合においては、当社は、非適格者（別紙4・5(1)で定義されます。以下同じです。）による権利行使は認められない旨の差別的行使条件等及び非適格者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の差別的取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、新株予約権の無償割当ての方法（会社法第277条以下）により、当社の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります（詳細は下記3をご参照ください）。

④ 当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付される場合には、非適格者の有する当社株式の割合は、一定程度希釈化されることとなります。

(2) 本対応方針の対象となる大規模買付行為等

本対応方針の対象となる「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を22.24%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わず、また、公開買付けの開始を含みますが、これに限られません。以下同じです。）、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が22.24%以上となる当社株券等の買付行為、又は、
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じです。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が22.24%以上となるような場合に限りません。）

であると合理的に判断される行為を意味し（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）、「大規模買付者」とは、大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

注1： 特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じです。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。）、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。）、

- (iii) 上記(i)又は(ii)の者の関係者（上記(i)又は(ii)の者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー又はこれらの者と実質的利益を共通にしている者を併せたグループをいいます。）、
- (iv) 上記(i)乃至(iii)に該当する者から市場外の相対取引、東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）又はいわゆる市場内クロス取引など、これらに準じた取引により当社株券等を譲り受けた者を意味します。

注2： 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、

- (i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は
- (ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）

の合計をいいます。

かかる株券等保有割合の計算上、(i) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ii) 当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関、当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー及びこれらの者と実質的利益を共通にしている者、並びに(iii) 上記(i)又は(ii)に該当する者から市場外の相対取引、東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）又はいわゆる市場内クロス取引など、これらに準じた取引により当社株券等を譲り受けた者は、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化の観点から問題ないとする旨の独立委員会による認定がない限り、本対応方針においては当該特定株主グループの共同保有者とみなします。

また、かかる株券等所有割合の計算上、共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。）は、本対応方針においては当該特定の株主の特別関係者とみなします。なお、当社の株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3： 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

注4： 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、共同協調行為等認定基準（別紙2）。ただし、独立委員会は、法令の改正又は裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。）に基づいて行うものとします。注5： 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

また、本対応方針においては、仮に、本対応方針の導入の公表時点において、既に特定株主グループの議決権割合が22.24%以上となっている場合、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の議決権割合の合計が22.24%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「大規模買付者」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為（疑義を除くために付言すると、当社株券等を新た

に1株取得する行為も含みます。)、又は新たに上記③に掲げる他の株主との間で行う行為を「大規模買付行為等」と取り扱うこととします。

そのため、仮に、本対応方針の導入の公表時点において、既に、特定株主グループの議決権割合が22.24%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループとしての議決権割合の合計が22.24%以上となっている場合においては、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為(疑義を除くために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。)、又は新たに上記③に掲げる他の株主との間で行う行為について、本対応方針に定める手続に従うことが必要となります。

### (3) 対抗措置の発動に至るまでの手続

本対応方針は、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてそのご意思を表明いただく機会の確保を目的としたものであるところ、当社の株主意思確認総会を開催するまでには、一定の期間を要します。また、本対応方針は、株主の皆様が当該大規模買付行為等の是非を熟慮される前提として、大規模買付者からの情報提供を求め、その情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために要する時間を確保することも目的としております。

そこで、大規模買付者から大規模買付行為等に関する情報を取得し、かつ株主の皆様が熟慮期間を確保した上で、確実に株主意思確認総会を経られるよう、大規模買付者には、本対応方針に定める以下の手続に従っていただくものとします。

#### ① 大規模買付行為等趣旨説明書の提出

大規模買付者には、本対応方針導入後に大規模買付行為等に該当する行為を行う場合は60営業日前までに、大規模買付行為等趣旨説明書を当社取締役会宛に書面にて提出していただきます。

大規模買付行為等趣旨説明書には、実行することが企図されている大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、以下の内容その他金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付届出書に記載すべき内容に準じる内容を日本語で記載していただいた上(以下、別途指定しない限り、大規模買付者が当社に対して提出する意見、文書資料等について同様とします。)、大規模買付者又はその代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書を添付していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 想定する大規模買付行為等の概要

当社取締役会が、大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

#### ② 情報提供

当社は、大規模買付者に対して、遅くとも当社取締役会が大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から10営業日以内(初日は算入されないものとします。以下同じです。))に、株主の皆様が株主意思確認総会において大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる情報(以下、当該情報を「本必要情報」といいます。)の提供を求めます。なお、本必要情報の一般的な項目は別紙3のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為等の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社は、本必要情報が提出された場合、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報では大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様において当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断されるために不十分であると合理的に判断する場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求める（かかる判断に当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。）ことがあります。この場合には、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。当該情報が提供された場合にも、当社は、その旨及び当該情報の内容を独立委員会に提出するとともに、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。

### ③ 取締役会評価期間

当社取締役会は、当社が大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から60営業日以内で当社取締役会が合理的に定める期間を、当社取締役会による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します（取締役会評価期間中における評価・検討が困難であると認められる場合には、独立委員会による勧告に基づき取締役会評価期間を必要最小限の期間、延長することがあり得ます。この場合、当社は、かかる延長の理由及び延長する期間を開示します。また、取締役会評価期間については、上記②の情報提供の完了時ではなく、大規模買付行為等趣旨説明書の受領日を期間の起算点としていることに鑑み、暦日ではなく営業日をベースとしております。）。

なお、今後の大規模買付行為等（当社株券等の追加取得を含みます。）は、取締役会評価期間の経過後（ただし、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び株主意思確認総会の終結後）にのみ実施されるべきものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件改善について交渉し、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

### ④ 株主意思確認総会の開催

当社は、当社取締役会において大規模買付行為等がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、取締役会評価期間終了までに株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主意思確認総会を開催します。株主意思確認総会の開催を決定するに当たっては、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重するものとします。

当該株主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株主意思確認総会において、大規模買付行為等がなされることに代わる当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に向けた代替案を提案することがあります。かかる提案をするに当たっては、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重するものとします。株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対す

る賛否の形で表明していただくことになります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。

株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し適時・適切に開示します。また、株主意思確認総会を開催する場合には、議決権を行使できる株主の範囲（近時の裁判例や大規模買付行為等の態様等も踏まえて、適切に株主の範囲を決定することを予定しております。）、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

#### ⑤ 対抗措置

独立委員会の意見を最大限尊重した上で株主意思確認総会を開催し、株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案を承認された場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、下記3に記載する対抗措置（差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て）を発動します。これに対し、**当該株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。**

ただし、大規模買付者が上記①から③までに記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等（当社株券等の追加取得を含みます。）を実行しようとする場合には、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関し、大規模買付者から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保することができず、また、株主の皆様のご意思を確認する機会も確保することもできません。したがって、かかる場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、特段の事由がない限り、対抗措置を発動することができるものとします。当社取締役会は、対抗措置発動の是非を判断するに当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

### 3 対抗措置（本新株予約権の無償割当て）の概要

当社取締役会は、上記2(3)⑤の手続に従い対抗措置を発動する場合、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動（新株予約権の無償割当て）に関する会社法上の機関としての決定を行います。

当社取締役会は具体的対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行いますが、その概要は原則として**別紙4**に記載のとおりです。

なお、上記2(3)⑤において、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為等の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動を停止等することがあります。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従い、適時適切に開示いたします。

### 4 株主及び投資家の皆様に与える影響等

#### (1) 本対応方針の導入時に本対応方針が株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。したがって、本対

応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接的具体的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本新株予約権は、株主の皆様全員に自動的に割り当てられますので、本新株予約権の割当てに伴う失権者が生じることはありません。本新株予約権の無償割当てが行われる場合、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的かつ具体的な影響を与えることは想定しておりません。また、本新株予約権については、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しております。

ただし、非適格者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に不利益が発生する可能性があります。

また、当社が本新株予約権の無償割当てを行う場合、本新株予約権の無償割当てを受けるための基準日を設定します。本新株予約権の無償割当てによって当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることから、本新株予約権の無償割当てを受ける株主の皆様を確定した後は、当社株式の株価が下落する可能性があります。当社取締役会は、大規模買付行為等の態様その他諸般の事情を考慮した上で、本新株予約権の無償割当てのための基準日を設定します。当社はかかる基準日を設定する場合には適時適切に開示します。

大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守し、かつ、株主意思確認総会において対抗措置の発動に係る議案につき株主の皆様のご承認が得られない場合には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。また、当社取締役会は、対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合（例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回し、今後大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合等）には、対抗措置の発動を中止又は留保することがあります（その場合には、適用ある法令等に従って、適時適切な開示を行います。）。1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買等を行った株主及び投資家の皆様は、これらの事態のいずれかが生じる場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

① 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の無償割当てのための基準日を定め、適時適切に開示します。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社の株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることとなります。

② 本新株予約権の取得の手続

株主の皆様が割り当てられた本新株予約権は、上記3に記載のとおり、行使の条件や行使に関する手続が定められておりますが、原則として、行使期間の到来よりも前の当社取締役会が別途定める日に、取得条項に基づき当社が取得することを予定しております。その場合には、当社は、法令等に従い、取得の日の2週間前までに公告をした上で、かかる取得を行います。

当社が、**別紙4**・6に従って、取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合、株主の皆様

様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります。ただし、非適格者については、本新株予約権の取得又は行使等に関する取扱いが他の株主の皆様と異なることになります。

③ その他

当社は、上記の各手続の詳細について、実際にこれらの手続が必要となった際に、法令等に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

## 5 本対応方針の合理性を高める仕組み

当社では、本対応方針の設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本対応方針が上記Ⅰの会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 買収への対応方針に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものではありませんが、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）、経済産業省が2026年7月30日に公表した『『企業買収における行動指針』のポイント～より適切な実践に向けた趣旨の再確認～』及び『『企業買収における行動指針』Q&A』、並びに、東京証券取引所が2015年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」（2026年7月21日最終改訂）の「基本原則1」の解釈指針の趣旨を踏まえたものとなっており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事に導入される対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記1「本対応方針の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等に際して当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を直接的に反映するものであること（取締役の恣意的判断の排除）

本対応方針は、当社取締役会の決議により導入するものですが、当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、原則として株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様の意思を反映いたします。大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様ご意思に基づいてのみ対抗措置の発動の有無が決定されることになります。

また、大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等（当社株券等の追加取得を含みます。）を実施しようとする場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当社取締役会限りで対抗措置が発動されることになりますが、これは、株主の皆様に必要な十分な情報について熟慮した上で大規模買付行為等の賛否を判断する機会を与えないという

大規模買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保するためにやむを得ないものと考えております。

さらに、下記6記載のとおり、本対応方針は本日から効力が生じるものとしますが、その有効期間は、原則として、2027年7月末日までに開催予定の当社定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。

このように、本対応方針は、株主意思を最大限尊重するものです。

#### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視（取締役の恣意的判断の排除）

上記(3)記載のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動の有無が決定されることとなります。また、大規模買付者が、上記2(3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等（当社株券等の追加取得を含みます。）を実行しようとする場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等やその具体的な可能性が解消されなかった場合）にも、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。このため、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当社は、上記2(1)②記載のとおり、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、独立委員会の勧告を受けるものとしています。さらに、当社取締役会は、その判断の公正性・客観性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしています。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の客観性及び合理性が担保されております。

したがって、本対応方針は、取締役の恣意的判断を排除するものであります。

#### (5) デッドハンド型及びスローハンド型の対応方針ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない対応方針）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制を採用していないため、いわゆるスローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

### 6 本対応方針の廃止の手続及び有効期間

本対応方針は本日から効力が生じるものとしますが、その有効期間は、2027年7月末日までに開催予定の当社定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、当該時点において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への

対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体化している本株式買集めを含む大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであるため、具体的な大規模買付行為等が企図されなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されておりません。

本対応方針は、当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、中長期的な企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、取締役会決議により、本対応方針の変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本対応方針について変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表します。

なお、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、本対応方針に関する法令、当社が上場する金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本対応方針を修正又は変更する場合があります。

以 上

独立委員会規程の概要

- 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、①社外取締役、又は②企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準ずる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- 独立委員会は、大規模買付者が本対応方針に定められた手続を遵守したか否かの判断、大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる観点から不適切又は不十分なものであり、対抗措置の発動をすべきか否かの判断、対抗措置の発動の可否について株主総会に諮るべきか否かの判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会又は当社代表取締役から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができる。
- 独立委員会の決議は、原則として、全会一致をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。なお、独立委員会は、必要に応じて、書面又は電子メールの交換により決議を行うこともできるものとする。

以 上

共同協調行為等の認定基準

- ※ 本基準は、本対応方針で定義される大規模買付者を含む「非適格者」の認定に際して、「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものであるが、「大規模買付者」の認定の前提となる「大規模買付行為等」の認定に際して、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとする。
  - ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
  - ※ 以下「大規模買付者」には、「大規模買付者」の親会社及び子会社（大規模買付者を含め、「大規模買付者グループ」という。）、大規模買付者グループの役員及び主要株主を含むものとする。
- 1 当社株券等を取得している時期が、大規模買付者による当社株券等の取得又は重要提案行為等の当社経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得行動が行われている期間と重なり合っているか
  - 2 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
  - 3 当社株券等の取得を開始した時期が、大規模買付者による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、大規模買付者による当社の経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得行動が開始された時期に近接し、又は本対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、大規模買付者の行動に関連するイベントと近接しているか
  - 4 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、大規模買付者による当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
  - 5 大規模買付者が株券等を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
  - 6 上記5の重なり合う期間において、当該他の上場会社（大規模買付者とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が大規模買付者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
  - 7 上記5記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び大規模買付者（並びに認定対象者以外の者で大規模買付者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれはどの程度か
  - 8 大規模買付者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存

在していたことがあるか

- 9 大規模買付者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ。）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
- 10 当社に対する株主権（共益権）の行使が大規模買付者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この 10 を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
- 11 当社の事業や経営方針に関する言動等が大規模買付者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この 11 を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
- 12 その代理人やアドバイザーが、大規模買付者のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び／又は親族関係その他の人的関係があるなど、大規模買付者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
- 13 その他、大規模買付者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

大規模買付者に提供を求める情報

- ① 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社、共同保有者、特別関係者を含み、大規模買付者がファンド又はその出資にかかる事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の詳細（具体的名称、出資割合、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、発行済株式の総数、過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、及び保有する当社株式の数・過去の売買履歴、並びに役員の氏名、略歴、所有株式の数、過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、及び保有する当社株式の数・過去の売買履歴等を含みます。）
- ② 大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- ③ 大規模買付行為等及び当社株式保有の目的（大規模買付行為等趣旨説明書において開示していただいた目的の具体的内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）、方法及び内容（大規模買付行為等の対価の価格・種類（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額）、買付等の時期、関連する取引等の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為等完了後に当社の株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただく場合がございます。）、並びに、保有目的を実現するための方法及び内容
- ④ 大規模買付行為等の価格の算定根拠（算定の基礎については、具体的な算定根拠、対価となる金銭が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容、算定方法、株式の種類に応じた買付価格の差については換算の考え方等の具体的内容、算定に用いた数値情報、買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容、額及びその算定根拠、並びに算定の際に第三者の意見を聴取した場合は、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った具体的な経緯を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。）の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑥ 大規模買付行為等の資金の裏付け（預金の場合は、預金の種類別の残高、資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません））を含みます。）の具体的名称、業種、調達方法、調達金額、資金提供が実行されるための条件の有無及び資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する取引の内容を含みます。）
- ⑦ 大規模買付者が既に保有する当社の株式に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）の有無、及びある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株式の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑧ 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社の株式に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定の有無、及びある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株式

- の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑨ 大規模買付行為等の完了後に想定している役員候補（当社及び当社グループ事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（組織再編、企業集団の再編、解散、大規模買付行為等完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
  - ⑩ 大規模買付行為等の完了後における当社の顧客、取引先、従業員、役員、及び研究所、工場等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容
  - ⑪ 大規模買付行為等の後の株式の保有方針（当社株式の保有期間、及び、当社株式を当該期間保有する理由・目的を含みますが、これらに限られません。）、売買方針（売却予定の有無、及び、想定される売却時期を含みますが、これらに限られません。）及び議決権の行使方針、保有目的に照らして大規模買付行為等を行う必要性、想定している資本政策の内容、並びにそれらの理由
  - ⑫ 大規模買付行為等の後に重要提案行為等を行う可能性の有無、及びある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
  - ⑬ 大規模買付行為等の後、当社の株式をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
  - ⑭ 大規模買付行為等に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただく場合がございます。）
  - ⑮ 大規模買付行為等完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の遵守の可能性
  - ⑯ 反社会的勢力及びテロ関連組織との関連性の有無（直接・間接を問いません。）及び関連が存する場合にはその関連に関する詳細並びにこれらに対する対処方針
  - ⑰ 上記⑧から⑯のほか、大規模買付行為等により当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益にどのように資するのかについての考え
  - ⑱ 大規模買付行為等により当社株式の全ての取得を企図しない場合は、大規模買付行為等完了後における当社の一般株主との利益相反の可能性への対処方針
  - ⑲ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断した事項

以 上

本新株予約権無償割当ての概要

- 1 本新株予約権の目的となる株式の種類  
当社普通株式
- 2 本新株予約権の目的となる株式の数  
新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株を上限として、取締役会が別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
- 3 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 4 本新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権を行使することができる期間は、取締役会が別途定める一定の期間とします。
- 5 本新株予約権の行使の条件
  - (1) 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができません。  
「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。なお、当社取締役会は、下記エの(b)の認定・判定については、共同協同行為等認定基準（別紙2）に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限に尊重した上で非適格者を認定し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該非適格者の認定を対抗措置の発動に関する議案に含めて当社株主の皆様にお諮りします。  
ア 大規模買付者  
イ 大規模買付者の共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。）  
ウ 大規模買付者の特別関係者（本対応方針において特別関係者とみなされるものを含みます。）  
エ 取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
    - (a) 上記「ア」から本「エ」までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
    - (b) 上記「ア」から本「エ」までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、上記「ア」から本「エ」までに該当する者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、又はこれらの者と実質的利害を共通にしている者をいいます。  
組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。
- (2) 新株予約権者は、当社に対し、上記5(1)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行行使する場合には当該第三者が上記5(1)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。
- (3) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株

予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。

- (4) 上記5(3)の条件の充足の確認は、上記5(2)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとします。

## 6 取得条項

- (1) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記5(1)及び5(2)の規定に従い行使可能な（即ち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（上記5(3)に該当する者が保有する本新株予約権を含みます。下記6(2)において「行使適格本新株予約権」といいます。）について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を、対価として取得することができます。
- (2) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件及び取得条項その他取締役会が定める内容のものとします。以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価として取得することができます。

### ア 行使条件

非適格者は、次のいずれの条件も満たす場合その他当社取締役会が定める場合には、第2新株予約権につき、第2新株予約権の行使後の大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が22.24%又は当社取締役会が別途定める割合（本対応方針の導入時点の大規模買付者の当社株券等に係る議決権割合が22.24%を超えている場合には、当該大規模買付者との関係では、「22.24%又は当社取締役会が別途定める割合」は、「本対応方針の導入時点の大規模買付者の議決権割合」に読み替えられるものとします。以下同じです。）を下回る範囲内でのみ行使することができます。

- (a) 大規模買付者が大規模買付行為等を中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合であること。
- (b) (α)大規模買付者の議決権割合（ただし、本アにおいて、議決権割合の計算に当たっては大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当社取締役会が認めた割合が22.24%又は当社取締役会が別途定める割合を下回っている場合であること、又は、(β)大規模買付者の議決権割合として当社が認めた割合が22.24%又は当社取締役会が別途定める割合以上である場合において、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を市場内取引を通じて処分し、当該処分を行った後における大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が22.24%又は当社取締役会が別途定める割合を下回った場合であること。

### イ 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権（ただし、行使条件が充足されていないものに限り）を、その時点における当該第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができます。

- (3) 本新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記5(2)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとします。なお、当社は、本新株予約権の行使が可能と

なる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

7 譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、取締役会の承認を要します。

8 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

9 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。ただし、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

10 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

11 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式（当社の有する普通株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個を上限として、取締役会が別途定める割合で割り当てることとします。

12 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主（当社を除きます。）に対し、本新株予約権を割り当てます。

13 本新株予約権の総数

取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社が有する普通株式の数を除きます。）と同数を上限として、取締役会が別途定める数とします。

14 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会が別途定める基準日以降の日で取締役会が別途定める日とします。

15 その他

本新株予約権の無償割当ては、①株主意思確認総会による承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）、又は、②大規模買付者が上記Ⅲ 2 (3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等（当社株券等の追加取得を含みます。）を実施しようとする場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）のいずれかが充足されることを条件として効力を生じるものとします。

以 上